

営業譲渡契約書(サンプル)

株式会社*** (以下「甲」という) と株式会社*** (以下「乙」という) は、甲の営業の一部を乙に譲渡するにつき、以下のとおり契約を締結する。

第1章 譲渡の対象

(目的)

第1条 甲は、本契約書に定める条項に従い、平成 年 月 日 (以下「譲渡日」という) をもって、この営業の一部 (以下「本件営業」という) を乙に譲渡し、乙はこれを譲り受けるものとする。ただし、譲渡日については、譲渡事務の進捗状況を勘案して、甲乙協議のうえ変更することができる。

②本件営業を構成する資産、負債等の細目は、次条以下に定めるとおりとする。

(譲渡財産)

第2条 甲は乙に対し、譲渡日をもって別紙資産目録記載の資産 (以下「承継債務」という) を譲渡し、乙はこれを譲り受ける。

②乙は、譲渡日を持って、甲が負担する別紙債務目録記載の債務 (以下「承継債務」という) を引き受ける。ただし、甲及び乙は、乙が、承継債務以外のいかなる債務も承継しないことを確認する。

③甲は乙に対し、譲渡日をもって、別紙契約目録記載の契約 (修正、変更、付随契約、特約等を含む。以下「譲渡契約」という) について、その契約上の甲の地位の一切を移転し、乙はこれを承継する。

④甲は乙に対し、譲渡日において、第3項に定めるほか、本件営業に関わる営業上の秘密、ノウハウ、顧客情報、営業手法、その他本件営業の承継にあたり、乙が必要又は有益と認めるすべての情報及び知的財産を譲渡する。

(公租公課の負担)

第3条 譲渡日の属する年度における、譲渡資産および営業譲渡にかかる固定資産税、都市計画税、償却資産税などの公租公課は、譲渡日の前日までの分については甲が、譲渡日以降の分については乙が、それぞれ日割で按分した上負担する。

第2章 従業員の取り扱い

(従業員)

第4条 乙は、譲渡日の前日において、本件営業のために甲に雇用されている従業員との間で、譲渡日以降、従前と同一の条件で雇用契約を締結する。ただし、乙との雇用契約の締結に同意しない従業員についてはこの限りではない。

第3章 譲渡価額・支払方法等

(譲渡価額)

第5条 甲及び乙は、本件営業の対価（以下「譲渡価額」という）を金 円とすることに同意する。ただし、甲乙協議のうえ変更される場合がある。

(譲渡価額の支払)

第6条 乙は、甲に対し、前条の譲渡価額を、下記の口座に振り込む方法により支払うものとする。

記

銀行名： 銀行 支店

口座名義人：株式会社***

口座種類：当座預金

口座番号：*****

第4章 譲渡手続

(書類の交付)

第7条 甲は乙に対し、譲渡日をもって、次の各号の書類を交付する。

(ア) 本件営業の譲渡を承認する甲の取締役会及び株主総会の議事録謄本

(イ) 次条の手続に必要な書類一式

(譲渡財産の移転手続)

第8条 甲は、譲渡日をもって、動産に関する引渡し、不動産に関する所有権移転登記手続、商標権に関する登録手続、指名債権に関する通知など、譲渡資産を乙に移転し、第三者に対抗するために必要な一切の措置又は手続を行い、乙はこれに協力する。

(2) 甲は、前項の措置又は手続を、譲渡日後30日以内に完了しなければならない。

(3) 前2項の措置又は手続に関する一切の費用は、甲の負担とする。

(契約上の地位の移転手続)

第9条 甲は、譲渡日までに、契約当事者の承諾の取得など、譲渡契約における甲の契約上の地位を乙が承継するのに必要な一切の措置または手続を行う。ただし、乙が免除した措置または手続についてはこの限りでない。

(2) 前項の措置又は手続に要する一切の費用は、甲の負担とする。

第5章 本契約締結後譲渡日までの義務

(本契約締結後譲渡日までの事業の運営)

第10条 甲は、本契約締結後、譲渡日までの間、善良なる管理者の注意をもって、継続して本件営業を行わせるものとする。また、甲は、本件営業に関して適用のある一切の法律、規則、規制、契約および他の拘束をすべて遵守し、甲の現在の経営組織（従業員を含む）をそのまま維持し、かつ甲の取引の相手方との現在の関係を維持する

ものとする。

②本契約締結後譲渡日までの間、甲は、以下の行為を行わないものとする。

- (1) 本件営業の価値を減少させる可能性のある一切の行為
- (2) 本件営業に関する通常の営業活動を超えて、負債を増加させる可能性のある一切の行為
- (3) 定款の変更
- (4) 上記のいずれかをなす旨の合意の締結

第6章 譲渡日以後の義務

(取引先)

第11条 甲は、譲渡日以降においても、別紙に記載される顧客が、乙との取引を停止又は終了したり、取引量を減じたりすることのないよう、適切な措置をとるものとする。

(就業避止義務)

第12条 甲は、譲渡日以後 年間、(1) 直接又は間接的に、いかなる形式においても、譲渡日における本件営業と同一又は類似する業務を行ってはならないものとし、(2) 本件営業に関して甲が取得した営業秘密又はノウハウを、自己のために使用してはならず、かつ第三者のためにこれを利用したり、第三者にこれらを開示してはならないものとする。

第7章 譲受の条件

(乙による条受の条件)

第13条 乙による本契約に基づく本件営業の譲受は、譲渡日において、以下の各号の事項がすべて満たされることを条件とする。ただし、乙が別途書面において同意した場合にはこの限りではない。

- (1) 甲が契約上の義務に、その重要な点において違反していないこと
- (2) 契約締結後譲渡日までの間において、本件営業の価値に重大な影響をもたらす事由が発生していないこと

第8章 補償

(補償)

第14条 本契約に定める甲の義務の違反により乙が損害又は損失を被った場合、甲は乙に対し、直ちに、かかる損害又は損失を補償する。

②本契約に定める乙の義務の違反により甲が損害又は損失を被った場合、乙は甲に対し、直ちに、かかる損害又は損失を補償する。

第9章 その他の条項

(管轄)

第15条 甲および乙は、本契約に関する一切の紛争について、東京地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とすることに合意する。

(協議事項)

第16条 本契約に定めのない事項については、本契約の趣旨に従い、甲および乙の協議のうえ決するものとする。

本契約締結の証として、本書2通を作成し、甲乙記名捺印のうえ各1通を保有する。

平成 年 月 日

甲 株式会社*****
代表取締役 *****

乙 株式会社*****
代表取締役 *****